

株式交換に係る事後開示書類
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 4 月 30 日

メディアスホールディングス株式会社
マコト医科精機株式会社

2024年4月30日

株式交換に係る事後開示事項

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
メディアスホールディングス株式会社
代表取締役 池谷 保彦

山梨県中央市流通団地北5番地
マコト医科精機株式会社
代表取締役 諸平 あゆみ

メディアスホールディングス株式会社（以下、「メディアスホールディングス」といいます。）及びマコト医科精機株式会社（以下、「マコト医科精機」といいます。）は、2024年3月5日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下、「株式交換契約」といいます。）に基づき、2024年4月30日を効力発生日として、メディアスホールディングスを株式交換完全親会社、マコト医科精機を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2024年4月30日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第1項第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過
会社法第784条の2の規定による請求を行ったマコト医科精機の株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過
マコト医科精機は、会社法785条第3項の規定に基づき、2024年3月8日付で、本株式

交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるメディアスホールディングスの商号及び住所を郵送により通知しましたが、会社法第 785 条第 1 項に基づく株式買取請求を行ったマコト医科精機の株主はおりませんでした。

(3) 会社法 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

メディアスホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

メディアスホールディングスは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 4 月 8 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるマコト医科精機の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、メディアスホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条の 1 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりメディアスホールディングスに移転したマコト医科精機の株式の数は、本株式交換によりメディアスホールディングスがマコト医科精機の発行済株式の全部（ただし、メディアスホールディングスが保有するマコト医科精機株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のマコト医科精機の発行済株式総数から

メディアスホールディングスが保有するマコト医科精機の株式の数を除外した 21,000 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) メディアスホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をメディアスホールディングスに通知したメディアスホールディングスの株主はおりませんでした。
- (2) マコト医科精機は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2024 年 4 月 1 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) メディアスホールディングスは、本株式交換により、基準時のマコト医科精機の株主（ただし、メディアスホールディングスを除きます。）に対して、その保有するマコト医科精機の普通株式 1 株につきメディアスホールディングスの普通株式 10.59 株の割合をもって、メディアスホールディングスの普通株式を割当交付いたしました。なお、メディアスホールディングスが割当交付したメディアスホールディングスの普通株式の合計は、222,390 株です。
- (4) 本株式交換に伴い増加したメディアスホールディングスの資本金及び準備金は、以下のとおりです。
 - ① 資本金：0 円
 - ② 資本準備金：会社計算規則第 39 条に従いメディアスホールディングスが別途定める額
 - ③ 利益準備金：0 円

以上